

## 川 場 村 適 合 判 断 基 準

### 1. 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域に関する項目

判 断 項 目	審査基準	審 査 項 目
希望する区域	審査項目を満たす	<p>希望する区域が、民間事業者の主たる事務所又は支所等（個人の場合は住所地）から遠隔地にある場合、適切な経営管理を実施できる根拠がある。</p> <p>ただし、民間事業者の事業活動区域が県内全域である場合を除く。</p>

### 2. 経営管理に関する項目

判 断 項 目	審査基準	審 査 項 目
生産量の増加又は生産性の向上	審査項目を満たす	<p>素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。</p> <p>生産量又は生産性の実績が一定の水準以上の場合、当該実績以上の目標を有していること。</p> <p>また、目標達成に向けた具体的取組を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「一定の割合」とは、5年間で約2割又は3年間で約1割とする。</li> <li>・「一定の水準」とは、生産量は年間5,000m<sup>3</sup>、生産性は、間伐において8 m<sup>3</sup>/人日、主伐において11m<sup>3</sup>/人日とする。</li> </ul> <p>※ 現在の生産量の大小や生産性の高低は問わない。</p>
生産管理又は流通合理化等	1年以内に審査項目を満たす	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産管理等のうち、以下のいずれかに取り組んでいること 作業日報の作成・分析による進捗管理や生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理</li> <li>・流通合理化等のうち、以下のいずれかに取り組んでいること 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携等の原木の安定供給・流通合理化等</li> </ul>

造林・保育の省力化・低コスト化	5年以内に審査項目を満たす	造林・保育の省力化・低コスト化に取り組んでいること。 (伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略、列状間伐等)
主伐後の再造林の確保	1年以内に審査項目を満たす	以下の両方に該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。 ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者が、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制を有する場合を含む。</li> <li>主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。</li> </ul> ※ 「適切な更新」は、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。(ただし、経営管理実施権の設定を受けた森林は、植栽による再造林とする。)
生産や造林・保育の実施体制の確保	1年以内に審査項目を満たす	素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること。 ※ 「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年間」は連続していることを要さない。 「現場従事実績等が3年間」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年間以上の現場従事実績を有している場合など作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、「3年間」とみなす。
伐採・造林に関する行動規範の策定等	1年以内に審査項目を満たす	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。 ※ 「行動規範の策定等」には、民間事業者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や都道府県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。 行動規範やガイドライン等には、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込んでいること。

	5年以内に 審査項目を 満たす	行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を有している。
雇用管理の改善及び労働安全対策	1年以内に 審査項目を 満たす	以下のすべてを満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っていること。</li> <li>・ 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。</li> <li>・ 労働者災害補償保険に加入していること（一人親方等の特別加入を含む）。</li> </ul>
	審査項目を 満たす	以下に定める届出を行っていること (届出の義務がない場合を除く)。 健康保険法第48条の規定による届出 厚生年金保険法第27条の規定による届出 雇用保険法第7条の規定による届出
コンプライアンスの確保	審査項目を 満たす	以下のいずれにも該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者</li> <li>・ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者</li> <li>・ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</li> <li>・ 伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等に違反し、再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者</li> <li>・ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</li> </ul> <p>※「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>※「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>※「その他・・・(略)・・・相当の理由がある者」</p>

		については、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等が考えられる。
常勤役員の設置	審査項目を満たす	法人においては常勤の役員を設置していること。 ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までには、常勤の役員が設置されるよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱う。

### 3. 経理等に関する項目

判断項目	審査基準	審査項目
良好な経理状況	審査項目を満たす	<p><b>【個人の場合】</b> 直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。</p> <p><b>【法人の場合】</b> 直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと（債務超過でないこと）及び経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近3年間に於いて全てマイナスという状態になっていないこと。</p> <p><b>【上記を満たさない場合】</b> 中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。</p>
経理の分離	審査項目を満たす	経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。

### 4. その他

判断項目	審査基準	審査項目
営業所の所在地等について	審査項目を満たす	利根沼田地域（沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町）の市町村内に本店若しくは営業所等（個人の場合は住所）を置くこと。

民間事業者が上記の各判断項目の一部を満たさない場合でも、「群馬県経営管理実施権設定希望事業者の登録等実施要領」第7条第2項に定める市町村長の推薦を受けた時は、その部分に関しても森林経営管理法第36条2項に定める要件に適合するものとみなす。